

「3つのe」の実現に向けたアプローチとプロセス

1 「3つのe」毎の考え方

- (1) 裁判手続等の全面IT化を実現する観点からは、利用者目線で、訴訟手続全体を通じたIT化が必要であり、そのためには、第3で検討した「3つのe」のいずれも実現していく必要があるのではないかと。
- (2) もっとも、「3つのe」の最終的な実現を図るためには、必ずしもIT化の進んでいない現状から見直していくべき課題も少なくないことから、その実現に向けたプロセスとして、実施可能なものから速やかに、段階的に実施していき、柔軟な見直しを図りつつ、IT化の全面実施に向けた環境整備を順次、かつ確実に進めていくのが相当ではないかと。
- (3) その観点から、争点整理手続でのウェブ会議等の活用は、期日ごとに裁判所に赴く現行の取扱いを維持しつつ、ウェブ会議等での期日参加を容易にするという選択肢を加えるものと捉えられるから、利用者目線で見れば、導入に当たってのハードルが低く、条件を整えば導入することが相当と考えられるのではないかと(e-Courtの先行実施)。紙媒体による訴訟記録を前提とした現行の制度・運用を前提としても、ウェブ会議等を活用することで、訴訟記録を参照しながら口頭で議論することにより、期日の目的を達成することが十分可能と考えられるため、訴訟記録の電子化や書証のe提出の実現を待つことなく、速やかな導入が期待される状況にあるのではないかと。
- (4) 同様に、人証調べでのウェブ会議等の活用も、裁判の公開原則等との整理は必要であるものの、利用者目線で見れば、導入に当たってのハードルが比較的 low、条件を整えば導入することが相当と考えられるのではないかと。
- (5) このように争点整理手続等でのIT化(e-Court)の速やかな導入は、弁護士等の法律専門家や官公署等にとって、IT化されていく新しい裁判実務に親和・精通していく契機ともなるため、裁判手続等のIT化を進める第一歩として速やかな検討の着手と実現が必要と考えられるのではないかと。
- (6) 一方で、訴状のオンライン提出等のe提出(e-Filing)や、オンラインでの進行確認等のe事件管理(e-Case Management)については、現行法の枠を超える部分があるとともに、新たに設計・構築することになるシステム整備等の対応もあることから、本検討会で示した方向性に基づき、必要な法整備(法改正)やシステムの在り方に関する検討・準備を着実に進めていく必要があるのではないかと。

2 段階的実施の可能性

- (1) 裁判手続の利用者のうち、弁護士等の法律専門家については、裁判手続等

のIT化に当たり、十分に対応できるIT環境や一般的なITスキルを備えうると考えられ、IT化された手続への一本化に向けた環境整備として、まずは、弁護士等の法律専門家及び官公署等については、IT化された手続を段階的に導入し、電子化を実現していくこと等も考えられるのではないか。

- (2) また、裁判手続等の全面IT化を目指す以上、民事訴訟事件のうち、特定種類の事件についてのみIT化するのではなく、全ての事件種類の民事訴訟手続について利用可能なIT化の推進が期待されるのではないか。もっとも、その導入のプロセスとしては、例えば、特定の庁（大規模庁やパイロット庁など）からの実施開始や、知的財産など特定の分野を取り扱う専門訴訟からの段階的实施も、選択肢として十分あり得るものと考えられるのではないか。

3 実現に向けた今後のプロセス

【P】